

岩手県告示第710号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

令和3年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市施設（道路）

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 奥州市水沢佐倉河字向川原から真城字中林下まで（別紙図面のとおり。）
- (2) 奥州市水沢東大通り二丁目から真城字上林下まで（別紙図面のとおり。）
- (3) 奥州市水沢羽田町字中袋から字下川端まで（別紙図面のとおり。）
- (4) 奥州市水沢東大通り一丁目から姉体町字車堂まで（別紙図面のとおり。）
- (5) 奥州市水沢佐倉河字惣前町から字扇田まで（別紙図面のとおり。）
- (6) 奥州市水沢南町から羽田町字中袋まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和3年10月8日から同月22日まで
- (2) 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。